

# 用語の説明

# 用語の説明

## 【か行】

### 広域連携協議会

広域的な食中毒事案の発生又はその拡大、及び広域流通食品等による食品衛生法違反を防止するため、平成 30 年の食品衛生法改正により各厚生局ブロックに設置された協議会です。各地方厚生局及び各地方厚生局の管轄区域内の都道府県等の自治体で構成されています。

## 【さ行】

### 実施計画（政策推進プラン）

福岡市基本計画を推進するにあたって、福岡市が取り組む具体的な事業を示した 4 年間の計画です。この基本計画は、福岡市基本構想に掲げる都市像の実現に向けた方向性をまちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した 10 年間の長期計画です。

### 収去検査

食品衛生法第 28 条及び食品表示法第 8 条に基づいて、食品衛生監視員が食品等事業者から検査をするために必要最少量の食品や食品添加物等を無償で採取し検査することをいいます。この検査により食品衛生法の基準等に適合した食品であるかなど、安全性を確認します。

### 食品安全基本法

食品の安全性の確保に関する基本理念、施策の策定に係る基本的な方針等を定めた法律です。

### 食品衛生監視員

食品衛生法で資格等が定められている行政職員で、食品等事業者の監視指導、食中毒事件等の調査、市民に対する食品衛生知識の普及と情報提供等の業務を行っています。

### 食品衛生責任者

食品衛生法施行規則で、営業を行う者は食品衛生責任者を定めることとされています。調理師等の有資格者の他、食品衛生責任者養成講習会で必要な課程を修了した者になることができます。また、衛生上必要な措置の遵守のために、必要な注意を行うとともに、営業者に対し必要な意見を述べるよう努めなければなりません。

### 食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生上必要な規制その他の措置等を定めた法律です。平成 30 年 6 月 13 日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、大幅な改正がなされ、令和 3 年 6 月 1 日から HACCP に沿った衛生管理の義務化、新たな営業許可・営業届出制度等が施行されました。

### 食品関連事業者

食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含みます。）若しくは添加物、器具、容器包装等の生産、輸入またはそのほかの事業活動を行う事業者のことです。

## 食品表示法

食品の表示の基準等を定め、表示の適正を確保することで、国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とした法律です。

## 【た行】

### 動物用医薬品

動物用医薬品は、牛、豚、鶏等の畜産動物や養殖魚介類に対して、病気の予防や治療のために使用されるもので、抗菌性物質（抗生物質、合成抗菌剤）、寄生虫駆除剤、ホルモン剤等に分類されます。いずれの薬剤も対象動物に対する使用時期、使用量、休薬期間等が定められています。

### と畜検査

と畜場法により、牛、馬、豚、めん羊及び山羊は、と畜検査員（獣医師）が行う検査に合格しなければ食用にすることができません。食用に不適当な病気の家畜や病変部位を排除することにより、食肉の安全性を確保しています。

## 【は行】

### 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例

福岡県が食品の安全・安心の確保に関する基本理念、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割、食品の安全・安心の確保に関する施策の策定に係る基本的な事項を定めた条例です。

### 福岡市基本構想

福岡市が長期的に目指す都市像を示したもので、福岡市のさまざまな計画や市政運営の基本となるものであり、市民をはじめ、まちづくりに携わる産学官民の多くの主体が共有するものです。

### 福岡市食品衛生監視指導計画

食品衛生法第 24 条に基づき、年度ごとに自治体が策定する計画です。地域の実情を踏まえ、国内流通食品等の検査や食品等事業者の監視指導等を効果的かつ効率的に行うことを目的として策定しています。

### 福岡市食の安全・安心推進協議会

「食品の安全性」の確保及び市民が「食の安心」を得ることができる都市の実現に資することを目的として、平成 18 年 4 月に設置された協議会です。学識経験者、食品関連事業者、消費者、行政からなる委員で構成され、福岡市食の安全・安心確保に関する基本方針に基づき実施する施策等について協議しています。

### 福岡市食の安全・安心の確保に関する連絡会議

市民の食の安全安心を総合的に確保するために平成 15 年 4 月に設置された連絡会議です。庁内関係課の課長からなる委員で構成され、関係局間で情報交換、施策の連携を図っています。

## 【ら行】

### リスクコミュニケーション

リスクやリスクに関する要因などについて、消費者、事業者、行政などの担当者間で情報や意見を交換することです。

## 【G】

### GAP

「Good (良い) Agricultural (農業) Practice (実践)」の略で、農業において、食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能性を確保する取組をいいます。

## 【H】

### HACCP (ハサップ)

「Hazard Analysis (危害分析) and Critical Control Point (重要管理点)」の略で、食品関連事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から食品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、食品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法をいいます。

## 【T】

### TSE検査

脳にスポンジ状の変化を起こす中枢神経系の疾病です。プリオンを病原体とする牛、羊、山羊等の疾患を総称してTSEと言います。牛のTSEを牛海綿状脳症 (BSE: Bovine Spongiform Encephalopathy) といい、BSEに罹患した牛は、異常行動、運動失調等の神経症状を示し、最終的には死に至ります。